

## 椋山女学園大学における「独占禁止法教室」の開催について

平成27年6月4日  
公正取引委員会事務総局  
中部事務所

公正取引委員会は、将来を担う学生に対し、社会人として経済活動に参加する際に、独占禁止法を遵守するとともに、消費者として厳しい目で商品選択を行うことができるよう、独占禁止法の意義と役割を理解してもらうために、これまで全国各地の大学等において、当委員会の職員による「独占禁止法教室」を開催しています(別紙参照)。

このたび、公正取引委員会では、その一環として、同教室を椋山女学園大学において、下記のとおり開催することとしました。

### 記

- 1 日 時 平成27年6月11日(木)  
3限目 13:20~14:50
- 2 場 所 椋山女学園大学 星が丘キャンパス  
名古屋市千種区星が丘元町17番3号
- 3 講 師 公正取引委員会事務総局 中部事務所 職員
- 4 対象者 現代マネジメント学部 「経済法」履修者
- 5 内 容 市場経済と独占禁止法について

※ 今回の独占禁止法教室は、授業中のカメラ撮影、傍聴取材が可能です。御希望の場合には、平成27年6月10日(水)15時までに、次の問い合わせ先に御連絡ください。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局中部事務所 総務課 電話 052-961-9421 (直通)
ホームページ	<a href="http://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/">http://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/</a>